

石見中学校改築工事基本設計業務
プロポーザル実施要領
(追加修正版)

令和2年9月
島根県邑南町

目次

1. 目的	3
2. 事業概要	3
3. 予算額	4
4. 実施形式	4
5. スケジュール	5
6. 参加資格要件	5
7. 説明会（希望者のみ）	7
8. 質疑・応答	8
9. 参加申込の手続き	9
10. 企画提案書作成方法	9
(1) 一次審査（書類審査）提出物	9
(2) 二次審査（公開ヒアリング）提出物	9
11. 審査方法・審査結果	10
12. 提出書類の扱い	12
13. 情報公開及び提供	13
14. その他	13
15. 連絡先	14

1. 目的

石見中学校の現校舎及び屋内運動場は、昭和 41 年～昭和 43 年に竣工、時代に応じた整備・改装を実施してきましたが、老朽化等による修繕箇所が増加し、新たな学習指導要領や社会情勢の変化に対応した学校施設機能の充実が困難な状況にあります。

本町では平成 31 年 2 月「石見中学校改築検討委員会」を設置し、これからの学校施設の在りよう等についてアンケート調査やワークショップを開催し検討を重ね、「石見中学校校舎改築基本構想・基本計画」を策定しました。

本プロポーザルでは、基本構想にある基本理念『「学び」・「交流」・「学びの空間」をとおり豊かな学力と人格を育てる学び舎の創造』に基づき、次代の邑南町を担う人材を育てる教育に相応しい校舎づくりをめざすため、高い技術力と豊富な経験等を有する設計者を選定することを目的に実施するものです。

(1) 目的

本要領は「石見中学校校舎改築基本構想・基本計画」に掲げた基本理念及び基本的方向性を取り入れた基本設計業務を委託するにあたり、学校施設の設計に対する意欲・熱意を持ち、柔軟かつ高度な発想力、設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定することを目的として実施します。

また、本プロポーザルは、具体的な設計案を選定するものではなく、契約の相手方となる事業者の選定をするものです。そのためプロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものです。

2. 事業概要

(1) 業務名

邑南町立石見中学校改築工事基本設計業務

(2) 予定地

島根県邑智郡邑南町中野 2645 番地

(3) 敷地面積

約 28,500 m²

(4) 校舎延床面積

校舎 5,500 m²以下 屋内運動場 1,300 m²以下

(5) 学校規模等

教科センター方式の採用

8 学級程度（普通学級 6 程度、特別支援学級 2）

(6) 業務内容

詳細は、「邑南町立石見中学校改築工事基本設計業務に関わる特記仕様書(案)」を参照のこと。

- ① 基本計画策定（石見中学校校舎改築基本構想・基本計画を踏まえる）
- ② 設計条件等整理
- ③ 基本設計方針策定
- ④ 基本設計図書一式の作成
- ⑤ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- ⑥ 道路、上下水道、電力、通信等の供給状況調査及び関係機関との打合せ
- ⑦ 概算工事費の作成
- ⑧ 生徒・教職員・住民等とのワークショップ開催（複数回）
- ⑨ 打合せ協議資料・議事録の作成
- ⑩ その他、本業務に必要な事項（協議のうえ決定します）

(7) 業務期間

基本設計：令和3年5月末まで（予定）

3. 予算額

委託料の上限は、35,844 千円（消費税額及び地方消費税額を除く）とする。

4. 実施形式

公募型

5. スケジュール

No.	内 容	月 日
1	募集要領公開	R2. 9. 17 (木)
2	現地見学会申込受付	R2. 9. 28 (月) 期限
3	参加申込受付 ※1 入札参加資格随時審査受付	R2. 9. 29 (火) 期限
4	現地見学会	R2. 9. 29 (火)
	※2 随時審査	R2. 10. 2 (金)
5	質問受付	R2. 10. 2 (金) 期限
6	質問回答 (ホームページ) 予定	R2. 10. 8 (木)
7	第一次審査 提案書 提出期限	R2. 10. 15 (木) 16時 必着
8	第一次審査 (書類審査)	R2. 10. 21 (水)
9	第一次審査結果公表	R2. 10. 21 (水) 予定
10	第二次審査 提案書 提出期限	R2. 11. 18 (水) 16時 必着
11	第二次審査 (公開ヒアリング)	R2. 11. 25 (水) 予定
12	第二次審査結果公表	R2. 11. 26 (木) 予定

※二次審査日程については、一次審査結果公表後お知らせします。

6. 参加資格要件

(1) 参加資格

プロポーザルに参加することができる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する単体企業又は者で構成される企業体とします。

(1) ア 2019・2020年度 邑南町競争入札等有資格業者名簿に記載されている者。

イ 令和2年10月2日（※2）までに入札参加資格の随時審査を受けた者。

※この度の随時審査は本プロポーザルのみの審査となります。

※現在、システムでの申請期間ではないため、システムでの追加申請はできません。紙面のみの随時審査となります。

※邑南町ホームページ「事業者向け情報>2019・2020年度 入札参加資格の定期申請について」に記載されている「測量、建設及び補償コンサルタント業務、地質調査等」の必要書類（No.1（入札参加資格審査申請書）、No.2～No.13）を提出（※1）し認定（※2）を受けた者。

(2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 邑南町から指名停止を現に受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 次のアからキまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 本プロポーザルにおいて、他の企業体の構成員、又は他の参加者の協力事務所(設計業務を実施するうえで、業務の一部を再委託する設計事務所等をいう。)になっている者。
 - ただし、企業体の構成員、又は参加者にならない場合、複数の参加申込者に協力事務所として協力すること(協力事務所としての重複参加)を認める。

(2) 企業体の要件

企業体で参加する場合は、前述の参加資格ア～キに加え下記要件を満たす者で構成すること。

- ア 構成員は、企業体の代表者となる事業者を決め、代表者は全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。
- イ 代表者は管理技術が所属する事業者であること。
- ウ 各構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業、他の参加者の協力事務所、又は他の企業体の構成員ではない者であること。

(3) 配置技術者の要件

- ア 管理技術者が、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条に定める一級建築士の資格を有していること。
- イ 管理技術者が、平成 22 年 4 月 1 日以降に小学校、中学校、小中一貫校、義務教育学校、中高一貫校・特別支援学校のいずれかの新築または改築について、基本設計から実施設計までのプロセス全体に関わった実績（異なる組織での実績も可とする。）を有する者であること。
- ウ 管理技術者及び各主任技術者（意匠、構造、電気、機械設備）を配置すること。
- エ 管理技術者と各主任技術者の兼任、また各分野の主任技術者の兼任は認めない。
- オ 各分野の主任技術者は 1 名ずつとし、1 つの分野に複数人の主任技術者を配置することは認めない。
- カ 構造担当主任技術者、電気担当主任技術者、機械設備担当主任技術者は協力事務所からの配置を認める。

(4) 参加に対する制限

- ア 提案者 1 者につき、申し込みは 1 件とする。
- イ 以下の者は応募資格がないものとする。
 - 1) 選定委員およびその家族
 - 2) 選定委員が大学に所属する場合には、その選定委員が主宰しているゼミまたは研究室に現に所属する者（秘書、助手、助教も含む）。

7. 説明会（希望者のみ）

(1) 開催日時

令和 2 年 9 月 29 日（火） 13 時 30 分から 1 時間程度

(2) 場所

邑南町立石見中学校（駐車場集合）

※説明会に理由なく欠席した者は失格とします。

(3) 申込期限

令和2年9月28日（月）16時まで（必着）

(4) 様式

様式は自由とします。下記内容を必ず記載してください

- ①事務所名
- ②責任者氏名
- ③参加者氏名
- ④見学会当日に連絡が取れる連絡先

(5) 提出先

邑南町教育委員会 学校教育課

(6) 申込方法

電子メールのみ (gakko@town.ohnan.lg.jp)

メール表題に「邑南町立石見中学校見学会（会社名）」と記載して下さい。

電子メール受取後、事務局より受信確認メールを送信します。

- ・ 申し込みできる人数は1社につき3名以内とします。
- ・ 現地見学会の際に、質疑は一切受け付けません。
- ・ 当日は担当職員の指示に従い、許可範囲内でのみ行動してください。
- ・ 事故、怪我、紛失、その他トラブル等一切の責任を負いかねます。
- ・ 本見学会以外で見学の受付はしません。
- ・ 邑南町立石見中学校に直接連絡を取る行為や、見学会以外で敷地に立ち入らないでください。

8. 質疑・応答

質問はプロポーザル実施要領の内容、提出物の作成、委託業務に関する事項に限ることとし、審査内容や提案内容等に関する質問は受け付けません。

(1) 提出方法

別添の質問書（様式9）により、電子メールにて提出すること。

※電子メール送信後は必ず事務局あてに電話で送信した旨を伝えてください。

※郵便及びファクシミリは受け付けません。

※電話又は口頭による質問は受け付けません。

(2) 提出期限

令和2年10月2日（金）17時まで（必着）

(3) 提出先

邑南町教育委員会 学校教育課 (gakko@town.ohnan.lg.jp)

(4) 回答方法

令和2年10月8日(木)まで随時回答
質問者を特定できない形で邑南町ホームページに公開します。なお、質問の内容により回答できない場合があります。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び邑南町財務規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出してください。

ア 参加申込書

提出期限 : 令和2年9月29日(火)17時必着
提出書式 : 参加申込書(様式2-1、又は様式2-2-1、2-2-2)
提出先 : 邑南町教育委員会 学校教育課

イ 入札参加資格審査申請書

2019・2020年度 邑南町競争入札等有資格業者名簿に登録が無い者は邑南町ホームページに記載された必要書類を提出して下さい。

提出期限 : 令和2年9月29日(火)17時必着
提出書式 : 6.参加資格要件(1)(1)に記載された必要書類
提出先 : 邑南町 管財課
問合せ先 〒696-0192 島根県邑智郡邑南町矢上6000番地
邑南町役場 管財課 管財係
TEL (0855) 95-1176 FAX (0855) 95-2351
IP 050-5207-3000

10. 企画提案書作成方法

(1) 一次審査(書類審査) 提出物

「邑南町立石見中学校改築工事基本設計業務プロポーザル提出物作成要領」を参照して提出してください。

(2) 二次審査(公開ヒアリング) 提出物

提出者は一次審査の通過者とします。

「邑南町立石見中学校改築工事基本設計業務プロポーザル提出物作成要領」を参照して提出してください。

1 1. 審査方法・審査結果

本プロポーザルは 2 段階での選考審査を行います。チーム編成や提案方針等による一次審査（書類審査）と、技術提案等による二次審査を行い、受託候補者 1 者と次点者 1 者を決定するものとします。なお審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けません。なお、一次審査結果の講評と、受託候補者と次点者の選定理由については公表しますが、提案者の得点等は公表しません。

(1) 審査体制

審査は邑南町立石見中学校改築工事基本設計プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」）によって行います。

- ・ 金堀 一郎（建築、工学博士・広島大学客員教授）
- ・ 山下 政俊（教育、元島根大学教授）
- ・ 細田 智久（建築、島根大学総合理工学部建築デザイン学科教授）
- ・ 石原 弘之（建築、島根県総務部営繕課課長）
- ・ 日高 禎治（石見中学校校舎改築検討委員会委員長）
- ・ 日高 輝和（邑南町副町長）
- ・ 土居 達也（邑南町教育長）
- ・ 上田 修（建設、邑南町建設課長）

(2) 審査の匿名性

一次審査では、審査の公平性を担保するため、設計事務所の名称、個人名など、提案者を特定する情報が記載されていない提出物をもとに審査します。

(3) 一次審査（書類審査）

ア 開催日時

令和 2 年 1 0 月 2 1 日(水)

イ 審査方法

「エ評価基準」に基づき選定委員会が評価し、5 者程度を公開ヒアリングの参加予定者として選定します。

ウ 結果通知

一次審査通過者に文書により通知するほか、邑南町ホームページに掲載します。

エ 評価基準

一次審査においては、下記の項目を基に評価を行います。

評価項目	評価項目	配分	備 考
事務所の能力	同種・類似業務実績	30	同種・類似実績数及び内容について審査します。
配置技術者の能力	業務実績	30	20 業務実績について審査します。
	受賞実績		10 受賞実績について審査します。
チームの能力	担当チームの編成方針	50	20 設計チームの特徴などを含んだ編成方針について審査します。
	業務の実施方針		30 設計チームの勤務所在地や、打合せの頻度・方法の考え方など円滑な業務取組に関する工夫を審査します。
提案方針	技術提案に向けた方針概要	90	二次審査の技術提案に向けた方針について審査します。
合 計		200	

(4) 二次審査（公開ヒアリング）

ア 開催日時

令和2年11月25日(水)予定

正式な日程等詳細は、一次審査通過者に連絡します。

イ 審査場所

邑南町矢上交流センター（予定）

ウ 審査方法

- ・ 公開ヒアリングは、提案者によるプレゼンテーションの後、選定委員による質疑を行い、「ク 評価基準」に基づき選定委員会が審査します。質疑・審査は非公開とします。

エ 公開ヒアリングについて

- ・ 公開ヒアリングはプレゼンテーション（10分間程度）、質疑応答は非公開（20分程度）にて行います。
- ・ 模型の持ち込みについては不可とします。
- ・ 提案者は、他の提案者のヒアリングに際し会場へ入室できないものとします。なお、ヒアリングを終えた提案者が会場へ入室することは可能とします。
- ・ 発表者以外の関係者の入場は可能です。ただし、発表者とその関係者が、連絡を取り合うなど審査の公平性に影響する行為があった場合は失格とする場合があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症防止対策等のため、会場及び実施方法について変更がある場合は、別途お知らせいたします。

オ 発表者について

- ・ 発表者はパソコンの操作者を含めて 3 人以内とし、管理技術者と意匠担当主任技術者の出席は必須とします。
- ・ プレゼンテーションは意匠担当主任技術者が行うこととします。

カ プレゼンテーションで使用する機器・データ等について

- ・ プレゼンテーションはパワーポイントなどを利用してパソコンで行うものとします。なお当日使用するパソコン・プロジェクター類は、提案者が準備するものとします。
- ・ 使用するデータは提出した技術提案書に基づいたものとし、変更や追加は認めません。

キ 結果通知

- ・ 二次審査結果は文書により通知するほか、 邑南町ホームページに掲載します。また受託候補者及び次点者の選定理由と、 第一次審査通過者の技術提案書を、 後日邑南町ホームページで公表します。

ク 評価基準

- ・ 二次審査においては、 下記の評価項目を基に評価を行います。

評価項目	評価項目	配分	備考
意欲	取組意欲	5	業務に対する取組意欲をヒアリング中心に審査します。
業務の理解度	提案課題の捉え方	5	提案を求めている事項を的確にとらえているかヒアリングを中心に審査します。
提案内容	配置計画	175	特定テーマの項目ごとに、提案内容の独創性、実現性を審査します。
	室内空間		
	景観・環境		
	地域開放・防災		
	建設工程		
	設計プロセス		
	その他独自の提案		
設計コスト	業務参考見積額	15	提案内容と参考見積額のバランスが適正であるか審査します。
合 計		200	

12. 提出書類の扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません

- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 邑南町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めています。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

1 3. 情報公開及び提供

邑南町は企画提案者から提出された企画提案書等について、邑南町情報公開条例（平成16年10月1日条例第14号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とします。

1 4. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を邑南町に請求することはできません

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出してください。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留

意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 選定委員又は関係者と本計画に関する接触を求めた場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、邑南町が必要と認める場合には、邑南町は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(6) 参考資料

ア 邑南町公共施設等総合管理計画

イ 石見中学校校舎改築基本構想・基本計画

ウ 邑南町立石見中学校改築工事基本設計業務に係わる特記仕様書（案）

エ 邑南町立石見中学校現況配置図

オ 邑南町立石見中学校周辺地図

カ 解体済施設概要図

キ 移設対象空調位置図

(7) その他

ア. 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

イ 町は、選定された技術提案書等に拘束を受けないものとします。

ウ 提出物に記載された配置予定技術者は病休、死亡又は退職など極めて特別な理由があると認めた場合を除き、業務完了まで変更することは認めません。

エ 実施設計、工事監理については別途、指名競争入札を実施する予定です。

オ 工事請負費等に対して、文部科学省の公立学校施設整備費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金の申請を予定しています。

15. 連絡先

〒696-00317 島根県邑智郡邑南町淀原 153-1
邑南町教育委員会 学校教育課
石見中学校プロポーザル担当
電話 0855-83-1126
Eメール gakko@town.ohnan.lg.jp